



町からみなさんへの大切なお知らせです。



特別児童扶養手当所得状況届の提出

問 子育て支援課 子育て支援係（内線 2302）

特別児童扶養手当を受給している方は、毎年 8 月中旬から 9 月中旬までに「所得状況届」を提出していただくことになっています。受給者へは、通知書を送付いたしますので、受付期間までに標記担当まで提出してください。

■受付期間 8 月 14 日(月)～ 9 月 11 日(月)

児童扶養手当届の提出

問 子育て支援課 子育て支援係（内線 2302）

児童扶養手当を受給している方は、毎年 8 月に「現況届」を提出していただくことになっています。受給者へは、通知書を送付いたしますので、受付期間までに標記担当まで提出してください。

■受付期間 8 月 1 日(火)～ 8 月 31 日(木)

令和6年消防職員採用試験(消防吏員)

問 伊達地方消防組合消防本部総務課（Tel 575-0180）

■採用予定 若干名

■受験資格 平成 11 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた方(性別、学歴は問いません)

■1 次試験 9 月 17 日(日)

■受付期間 7 月 12 日(木)から 8 月 10 日(木)まで

■申込 申込書は消防本部総務課で配布、消防組合ホームページからのダウンロードも可能です。記入後消防本部総務課へ持参又は郵送により申込みください。

消費税のインボイス制度説明会

問 福島税務署法人課税第 1 部門（Tel 024-503-2417）

■日時 8 月 2 日(水)

①午前 10 時 30 分～正午（定員 60 名）

主に消費税の課税事業者の方向け

②午後 1 時 30 分～ 3 時（定員 60 名）

主に消費税の免税事業者の方向け

■会場 福島市アクティブシニアセンター・アオウゼ（福島市曾根田町 1-18 MAX ふくしま）4 階 小活動室 1・2

消費税のインボイス制度登録要否個別相談会

問 福島税務署 個人課税部門（Tel 024-534-3121）

登録の要否を検討している方向けに、事前予約制の個別相談を実施します。

■日時 8 月 3 日(木)、24 日(木) 午前 9 時～午後 4 時

■会場 福島税務署 2 階 大会議室

■対象者 登録要否を検討される免税事業者の方

後期高齢者医療保険料の減免

問 町民税務課 町民税務係（内線 1303）

旧避難指示解除準備区域等の対象となっていた世帯に係る後期高齢者医療保険料については次のとおりです。

①上位所得層（世帯内の被保険者の基準所得額を合算した額が 600 万円を超える世帯）の方は減免適用外となります。

②①以外の方は、申請によることなく令和 6 年 3 月分まで減免継続となります※特例減免措置については、令和 5 年度より段階的な見直しを行っています。

詳しくは町 HP をご確認ください。



川俣町災害廃棄物処理計画（案）に係るパブリックコメントの実施

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

町は、近年増加している地震や台風等の災害により発生する「災害ごみ」を適正に処理するため、「川俣町災害廃棄物処理計画」を策定中です。

この計画は、災害ごみの処理体制や初動対応、仮置場候補地等を事前に定めておくことで、大規模災害時には膨大な量が発生する災害ごみを適正かつ迅速に処理し、生活環境の保全や二次災害の防止を目的に策定するものです。つきましては、計画の原案について、皆さまからのご意見を募集します。

■募集期間 8 月 1 日(火)～ 8 月 14 日(月)

■計画原案の閲覧方法 役場本庁舎 1 階町民税務課生活環境係窓口及び町ホームページで閲覧できます。

■応募資格 川俣町内に住んでいる方、川俣町から避難されている方、町内に通勤・通学している方、町内に事務所・事業所を有している個人及び法人

■意見の提出方法 任意の様式にご意見を記載の上、下記のいずれかの方法で提出してください。

・電子メール：chozei@town.kawamata.lg.jp

・ファックス：024-566-2438

・郵送：〒960-1492 川俣町字五百田 30 川俣町役場町民税務課生活環境係宛

・町民税務課生活環境係窓口へ直接持参

※住所又は所在地、氏名又は名称、連絡先（電話番号等）を必ず明記してください。

※口頭・電話でのご意見はお受けしかねますので、ご了承願います。

■提出意見の取扱い 提出いただいたご意見とそのご意見に対する町の考え方は、内容をとりまとめ、町ホームページ等により公表します（住所・氏名等の個人情報は公表しません）。

なお、提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。



行政

「こどもの人権相談」強化週間実施

問 町民税務課 町民係（内線 1305）

福島地方方法務局と福島県人権擁護委員連合会は、8月23日から8月29日までの7日間、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間としていじめや嫌がらせ、虐待、体罰などこどもの抱える人権問題について、電話相談を実施します。相談は、人権擁護委員及び法務局職員が応じ、秘密は守られます。期間中は、平日の夜間、土・日も相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

■期間 8月23日(水)～8月29日(火)までの7日間

■時間 午前8時30分～午後7時まで※ただし、8月26日(土)・27日(日)は午前10時～午後5時まで

■電話番号 0120-007-110（フリーダイヤル）

■問い合わせ 福島地方法務局人権擁護課
Tel 024-534-1994

マイナンバーカードの夜間・休日窓口

問 町民税務課 町民係（内線 1305）

8月の臨時窓口は次のとおりです。

夜間臨時窓口：8月10日(木)・24日(木)

午後5時15分から7時

休日臨時窓口：8月6日(日)・27日(日)

午前9時から午後4時45分

どちらも予約制となりますので担当までお申し込みください。※令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請をされた方は最大2万円分のマイナポイントが受け取れます。ポイントの申請期限は9月末です。お早めの申請をおすすめします。

マイナンバーカードの出張申請

問 町民税務課 町民係（内線 1305）

町内の事業所や各種団体等（サークルやグループを含む）の方（3名以上）を対象に町の職員がお近くの会場に伺って、顔写真撮影とマイナンバーカードの申請を受けます。

申請要件など詳しくは町ホームページをご覧ください。担当までご連絡ください。

今月の行政相談の日程

問 総務課 文書広報係（内線 1104）

■日時 8月8日(火) 午後1時30分～4時

■場所 川俣町役場1階 相談室2

※斎藤幸子相談委員（Tel 566-4020）丹野雅直相談委員（Tel 566-4830）の電話でも受け付けています。

自筆証書遺言書保管制度・相続登記に関する説明会

問 福島地方法務局供託課（Tel 024-534-1971）

相続と遺言書の基礎知識や自筆遺言書の保管、相続登記の申請義務化について、法務局職員が講師となって説明します。

参加は無料ですが、事前予約が必要ですので、参加希望の方は上記問い合わせ先へ電話で申してください。

■日程 8月8日(火)、9月12日(火)

■時間 午前10時～11時（各日1回で終了）

■会場 福島地方法務局・相馬支局・郡山市局・白河支局・若松支局・いわき市局の各会議室（Web会議システムで各支局に説明会の様子を中継します）

ジョブプランナーによる就職相談会

問 政策推進課 まちづくり推進係（内線 2406）

■日時 8月24日(木) 午後1時～4時

■場所 川俣町役場1階 相談室2

■対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方。

■その他 予約不要、相談費用も無料。また、雇用保険受給者には、利用証明書も発行します。

個人事業税のお知らせ

問 福島県県北地方振興局県税部（Tel 521-2692）

個人事業税は、県内に事務所・事業所を設け、物品販売業や不動産貸付業など、法令で定められている事業を行う個人の方に納めていただく県の税金です。

今年度課税対象となる方には、県北地方振興局県税部から8月10日に納税通知書をお送りする予定です。納期限は第1期分が8月31日まで、第2期分は11月30日までの2回に分けて納めていただくことになっていますので、納期内の納付をお願いします。なお、税額が1万円以下の場合は、8月31日までに一括して納めていただくことになります。

お勧めします。口座振替制度

問 福島県県北地方振興局県税部（Tel 521-2692）

個人事業税については、金融機関の預金口座から自動的に納めることができる口座振替の制度がありますので、是非ご利用ください（手続用紙は、納税通知書に同封してあります。また、県北地方振興局県税部窓口にも用意してあります）。

■問合せ 福島県県北地方振興局県税部（個人事業税の照会）課税第一課（024-521-2692）（口座振替制度の照会）納税課（024-521-2684）